

審議（会議）結果

審議会等名称	令和7年度第1回社会福祉審議会
開催日時	令和7年9月2日（火曜日）10時00から11時30分まで
開催方法	オンライン会議（Zoom）
出席者	鈴木委員長、結城副委員長、（以下名簿順）、赤野委員、飯野委員、市川委員、小澤委員、小貫委員、大島委員、太田委員、加藤馨委員、加藤忠相委員、京島委員、小泉委員、小島委員、佐藤委員、諏訪部委員、田中委員、内藤委員、長谷川委員、林委員、福山委員、松浦委員、三觜委員、本館委員（計24人）
掲載形式	議事録
審議経過	以下のとおり
【事務局による進行】 ・福祉子どもみらい局長あいさつ ・委員長あいさつ （事務局） 【資料1 認知症とともに生きる社会づくりについて】説明 【質疑応答】 （鈴木委員長） 認知症とともに生きる社会づくりにつきましてご説明をいただきました。この事項につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。 （小泉委員） 今年度、神奈川県社協と認知症の人と家族の会神奈川支部と共同で、家族支援のプログラムと実態のアンケート調査を実施しているところです。 家族支援のプログラムについては、医師やケアマネージャーなど、専門職による講義や質疑応答により、認知症介護の悩みを話せる仲間づくりができるようなプログラムを提供しています。約半年間で6回、月に1度行っているところです。 また県内市町村社協を通じて、地域包括支援センターや家族の会の集い、認知症カフェ等でアンケート調査を行っており、認知症の家族の負担感や介護保険サービスに結びついているか等を調査しているところです。できるだけ自分らしく暮らすために、本人と家族が希望を持って、在宅で暮らせるようにしていきたいという活動を行っています。	

（事務局・高齢福祉課長）

認知症コールセンターは、認知症の人と家族の会神奈川県支部に委託をしており、実際の電話相談等に携わっていただいています。地域での集いが非常に重要で、家族の会の方が、入会する方にアドバイスしたり、ご自身の困りごとなどを話せる環境づくりは非常に重要な活動だと思っています。県社協が共同でアンケート調査を実施してくださっていることを伺い、ありがたく思っています。

（諏訪部委員）

ケアマネージャーという立場にありますので、認知症の方を抱える家族の相談に接する機会も多いのですが、直近10年くらいで考えると、認知症の理解が非常に進んだと実感しています。

特に効果的だと感じているのが、子どもです。例えば小・中・高の子たちが、認知症の話題を出すなどしており、非常に認知症の理解が進んだと感じています。

しかし、課題だと思っているのが、30代から60代くらいの働いている世代の方や同居しているお子さんなど家族の方が、認知症をわかっていない。私達専門職が見て、どう見ても認知症だと思われる方の家族が、「それは認知症なんですか」といった反応をする方が結構いらっしゃいます。子ども世代、認知症の方を抱える家族の理解が進んだなと思う一方で、働き世代に対するアクションが弱いなと感じています。

今後、認知症の理解を進める、その割合を上げるのであれば、例えば企業などに働き世代への認知症への周知のように、意識されていることがあれば、聞かせていただきたいと思います。

（事務局：高齢福祉課長）

若い世代については、県立高校と連携して、生徒に認知症サポーター養成講座を実施する中で、VRのゴーグルを着けると、認知症の実際に近い形で視覚と聴覚で体験ができるなど、普及啓発を進めているところです。

働いている世代に対しては、企業でも、認知症サポーター養成講座を行っていただいています。一方で、ご自身に自覚がない中でビジネスケアラールになる方たちに対して、認知症について普及をしながら、介護保険の情報などを届けていくことも重要だと思っており、労働分野と連携し、企業に情報が届くように努めています。県では、雇用労政課にメールマガジンがあるので、企業に情報が届くよう、連携して取組を始めたところです。

（諏訪部委員）

まさにそのような労働所管課との連携などは今後、非常に重要になると思っています。丁寧な答え、ご理解いただきありがとうございます。

(大島委員)

認知症本人発信の効果的方法や好事例の情報提供と資料にあります。好事例は真似をすればうまくいくわけではなく、うまくいかなかった場合にどう乗り越えてきたか、どういう対策を講じたかなど、困難事例なども併せて、情報を集めていく必要があると思います。

困難事例等に関しては、地域包括支援センターなどは情報をお持ちかと思うので、ただ発信をすればいいというわけではなく、それに伴う対策などを考えていくことが大事だと思いました。

また、「認知症未病改善」の「未病」について、本県は未病を全面的に打ち出していますが、以前別の委員会で、軽度認知障害、MCIとどう違うのか、世界的には軽度認知障害という言葉が進んでいますが、計画を立てる中で未病の定義をつけて発信していただく方が誤解がないという印象を持っています。

(事務局：高齢福祉課長)

まず好事例のお話ですが、かながわオレンジ大使の方々の活動では、担当者と毎日のようにメールでやりとりし取組や活動を決めていますので、そうした積み上げが非常に重要だと思っています。

大使ご本人が発表する場や講演の場がありますが、本人が考え、説明を受け、どうやっていこうかご自身で決定していく過程が重要だと思っています。そうした積み重ねを行っていくことが大島委員のご指摘かと捉えさせていただきました。

もう1点、未病改善の話について、当然MCIという言葉を使っていきます。認知症予防の話でもあり、予防と未病改善という言葉を使い分けているような状況もありますので、しっかり定義をし、県の文書は気をつけながら進めていきたいと思っています。

(加藤馨委員)

今回情報提供があった、神奈川県が行っている認知症当事者と企業、高校生との連携やオレンジデーなどは、市町村単位でも頑張っていることは確かです。

例えば、県西地域の小田原市、足柄下郡の3町は「認知症をにんちしよう会」というものを10年近く行っています。春に大きな会館で3～400人集めてシンポジウムを開き、秋はショッピングモールに出向き、オレンジデーと同じように普及啓発に努めています。

また、資料に記載があるとおり、シンポジウムで認知症本人に登壇していただいたり、地域の企業やタクシー会社、銀行などにも参加してもらったり、ショッピングモールでは、こちらから地域住民の中に入っています。

例えば、子ども連れの母親を引き込むため、子どもに射的をしてもらうなどの活動を10年近く続けていますが、一方で、一生懸命やってもどこまで伝わっているのか、とい

うもどかしさがあります。そう思いつつも 10 年続けていくことの大切さは感じていますので、イベントや注文を間違えるカフェなど、こちらから出向いて仕掛けるということを、我慢強く行っていくことが大切だと思っています。

（事務局：高齢福祉課長）

県だけではなく、市町村との連携した取組は非常に重要で、市町村とも連携しながら普及啓発を進めています。

今後も、小田原では例えば県機関である小田原保健福祉事務所も加わっており、そうし連携もしています。また、オレンジ大使の方々に、市町村の取組に出向いて出演していただいたりもしていますので、そういう形で市町村とも連携を図りながら、普及啓発を進めていきたいと思っております。

（赤野委員）

認知症になった場合の対応については説明がありましたが、認知症にならないための取組について、県がどれくらいやっているのか見えてこないなので、説明があればお願いいたします。

（事務局：高齢福祉課長）

認知症未病改善キャラバンについては、認知症予防の取組になると思っています。

認知症がどういった症状なのか、などを普及啓発しながらですが、予防として、認知機能評価の機材を使っていただくなどもしています。また、運動しながら計算するといったコグニサイズについて、直近 10 年は、全県に普及する取組を行っています。

（事務局）

【資料 2 困難な問題を抱える女性等への支援について】説明

（佐藤委員）

仕事柄、困難を抱える女性に出会うことが多く、DV 保護のシェルターといったところに入ってしまうと、社会と関わりが持てなくなり、特にお子さんがある家庭は、学校に通わせられないといった問題もあります。そうしたことが原因で、行き先がなく、家を出られないというケースが多かったので、「わたしのお家」の設置は、現場としては非常にありがたい取組だと思います。頑張っていたいただければと思います。

他方、広報が意外としっかりとされておらず、私の顧客も、市役所の窓口で女性相談支援員を案内していただけなかったケースもあるので、相談窓口に行った際に、しかるべき支援の方につなげられるよう、市役所や区役所の窓口職員などへの教育や、関係機関の広報をしっかりしていただきたいです。「そんな制度はないよ」とか「もうちょっとひどく

なってから来てね」などと言われて帰ってこないよう、取組をしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

（事務局：人権男女共同参画担当課長）

女性の安全を守ることを軸足で行っており、これからも心身に危険のある方は支援していかなければなりません、一方で、女性支援の仕組み自体がなかなか皆さんに知られていない、また窓口でもご指摘のようなことがあったとのことで、改めて受け止めさせていただき、広報、普及啓発の強化に取り組んでまいりたいと思います。

（事務局）

【資料3 神奈川県立福祉機構の設立について】の説明

（飯野委員）

独立行政法人について、県立病院機構に県のガバナンスをいかに効かせるか、ということが県議会で問題になりましたが、今回独法を新たにつくるということで、どのような形で県のガバナンスを効かせていくのか、取組があるのか、お伺いしたいと思います。

（事務局：独立行政法人企画担当課長）

議決いただいた定款に、透明性確保という意味で、県の要請に応じて、検査や立ち入り調査を行うことができるシステムを位置付けていますので、そうしたことも合わせながら、県のガバナンスを効かせていきたいと考えています。

（小澤委員）

2点あります。まず県職員の派遣について、円滑な引き継ぎを行うために、半数は県職員の派遣とすると記載がありますが、これは現在の中井やまゆり園の職員のことか知りたいです。検討事項は当然多くあり、提案・提言も多く出ているので、これらの経過を知っている方でないと、引き継ぎが相当難しいのではないかと思います。

また、当事者目線による地域生活支援の実践について、資料には通過型施設として入所を受け入れるというくだりがありますが、これは現在の利用者の方に対しても一定程度の有期限状況になるということを説明しているのか、あるいは新規利用者にこうした条件を課すのか教えていただきたいと思います。

（事務局：独立行政法人企画担当課長）

県の派遣職員については、利用者やご家族の安心が最優先ですので、できる限り中井やまゆり園で現場を知っている職員を派遣していきたいと思っています。

また、県立障害者支援施設の方向性ビジョンで、県立施設は通過型施設に転換していく

ことを申し上げていますが、ご家族等にもご理解いただきながら、運営していきたいと考えています。ただし、通過型とはいえ、いつまでに施設を出なければならないといったことではなく、利用者の状態に応じて地域生活移行を進めていく、という流れになると考えています。

(事務局)

【資料4 生活困窮者対策推進本部の取組みについて】の説明

(田中委員)

生活困窮の関連事業については、社会福祉士会でも、県からの受託事業として厚木地区展開しています。

具体的には、生活困窮者等の就労準備の支援や居住の不安定な方の居住確保として、昨年度も就労準備では24名の方に、きめ細かな形で支援実績として267回、定期的にミーティングを実施しました。また、居住支援では具体的に公営や民間住宅を一緒に探していくといったことも行いながら、入居の契約手続きに向けた支援なども展開しています。予算も厳しい中の運営ですが、今後とも、本当に生活困窮している方、瀬戸際にいる方も多いので、親身に進めていきたいと考えています。

(事務局：生活困窮者対策担当課長)

日頃より生活困窮者対策に関する本県の事業についてご協力いただきありがとうございます。住まいや様々な困窮を抱える方に対する支援については、社会福祉士会のようにきめ細やかな支援を住民に行っている方々と本県とで協力をしながら、引き続き実施をしていきたいと考えています。引き続きよろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

様々なご意見、ご質問がございました。県の事務局におかれましては、今後の取組にぜひ生かしていただきたいと思います。

それでは本日の会議はこれで終了といたしたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局・企画調整担当課長)

皆様ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第1回社会福祉審議会は閉会させていただきます。